

東証一部 2597

## 株式会社ユニカフェ

2021年1月1日~2021年3月31日





# 決算の概況

~連結~



## 決算概況:連結PL

## 売上高33億69百万円、営業損失 90百万円

(百万円)

	1	<b>12月期</b> <b>Q</b> 日~3月31日)	<b>2021年12月期</b> <b>1Q</b> (2021年1月1日~3月31日)		
	(連結)	対売上高比	(連結)	対売上高比	
売 上 高	4,064	100.0%	3,369	100.0%	
営業損失(△)	△38	△1.0%	△90	△2.7%	
経常損失(△)	△43	△1.1%	△75	△2.2%	
親会社株主に帰属する四 半期 純損失(△)	△34	Δ0.8%	△80	Δ2.4%	
E B I T D A	124	3.0%	△32	△1.0%	
R O E	△0.4%		△1.4%		





(百万円)

	2021年12月期 1Q (2021年1月1日~3月31日)						
	(当社)	対売上高比	(アート コーヒー)	対売上高比	(連結調整)	(連結)	対売上高比
売 上 高	2,061	100.0%	1,273	100.0%	34	3,369	100.0%
営業損失(△)	△60	△2.9%	△36	△2.9%	6	△90	△2.7%
経常損失(△)	△55	Δ2.7%	△21	△1.7%	1	△75	△2.2%
親会社株主に帰属 する四半期純損失 ( △ )	△57	△2.8%	△23	△1.8%	△0	Δ80	△2.4%



## 決算概況:連結BS

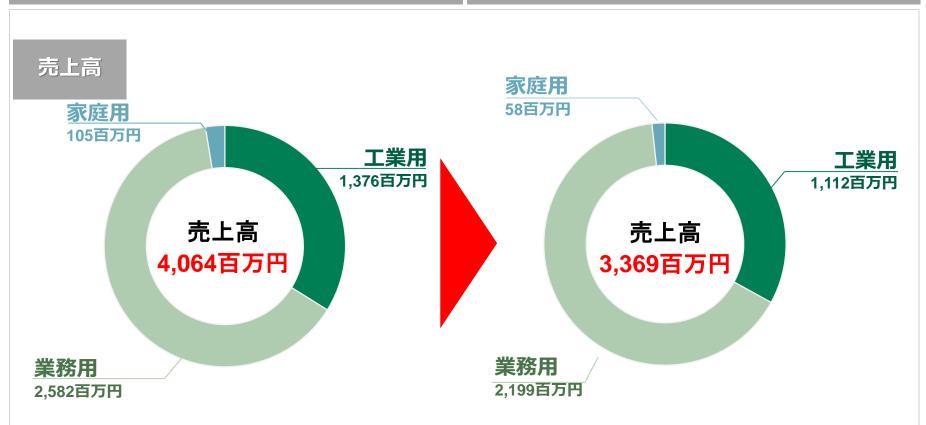
## 自己資本比率は前連結会計年度末比3.5%p上昇し44.1%

		2020年12月期 (連結)	2021年12月期 1Q (連結)	増減額
資産の部	流動資産	8,205	6,576	△1,629
	固定資産	6,341	6,395	54
資産合計		14,546	12,972	△1,574
負債の部	流動負債	4,136	2,845	△1,291
	固定負債	4,509	4,411	△97
	負債合計	8,646	7,257	△1,389
純資産の部	株主資本	5,909	5,721	△187
	評価•換算差額等合計	Δ8	Δ6	2
	純資産合計	5,900	5,715	△185
負債純資産合計		14,546	12,972	△1,574
自己資本比率		40.6%	44.1%	3.5%p



## 分野別 サマリー(連結)

2020年12月期 1Q 連結(2020年1月1日~3月31日) 2021年12月期 1Q 連結 (2021年1月1日~3月31日)

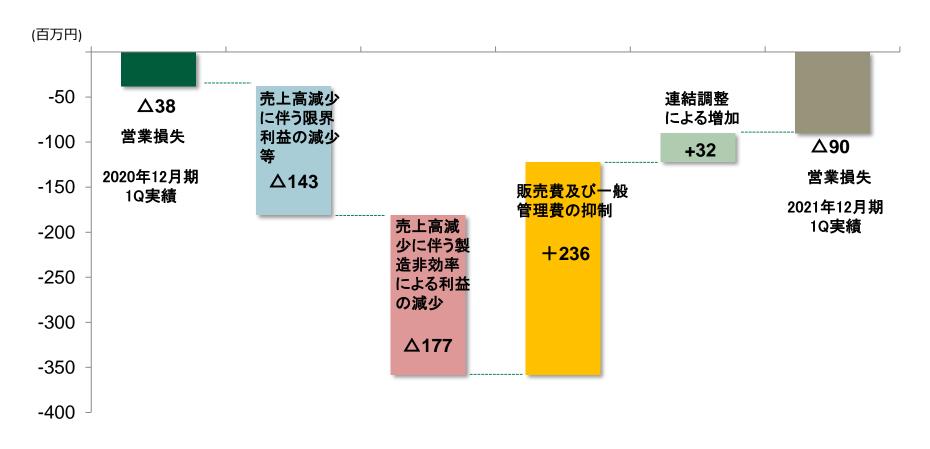


新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、工業用、業務用、家庭用の売上高が減少。



## 営業利益の増減分析(連結)

### 当第1四半期連結累計期間の営業損失90百万円







# 主な指標









※1. 2019年12月期より連結決算となっております。

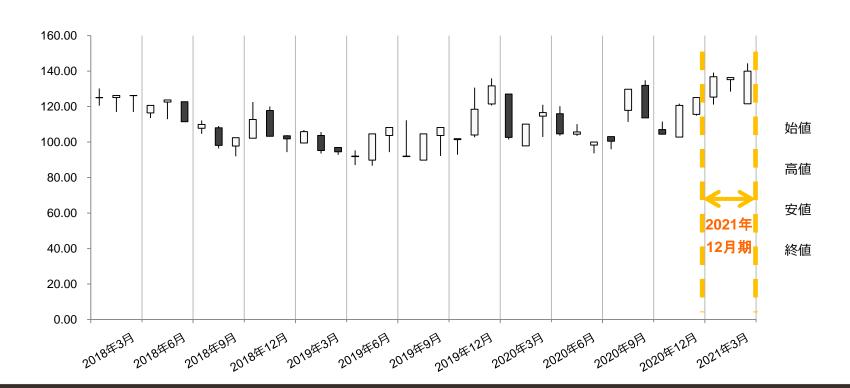




## 相場水準は上昇傾向にあり、 先行きは不透明な状況

NYコーヒー相場

(¢/ポンド)

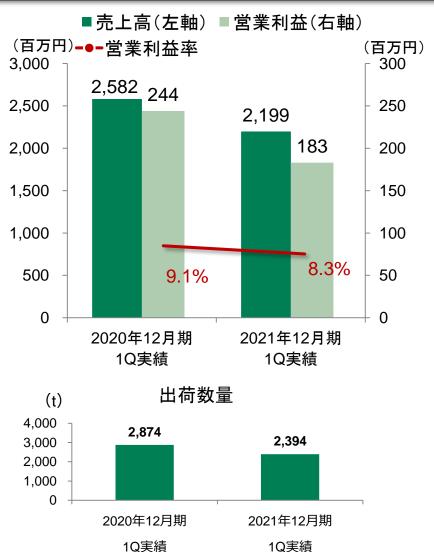




## チャネル別の業績(業務用)

▶ 取引先が外食店舗中心であることから、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の影響を最も受けやすく、売上高、取扱数量ともに昨年を下回る



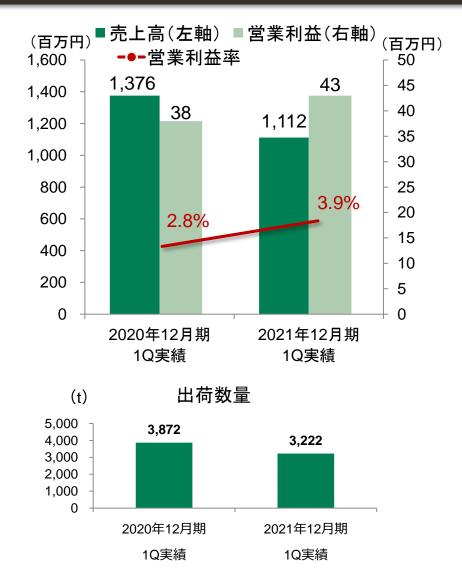




## チャネル別の業績(工業用)

♪ 新型コロナウイルス感染拡大による外出自 粛に伴い、各主要大手メーカーの売上は減少











### 免責事項

本資料に記載の内容は、過去及び現在の事実に関するものを除き、当社が現時点で入手可能な情報及び仮説に基づいて 判断されたものであり、当該仮説や判断に含まれる不確定要素や、将来の経済環境の変化等により影響を受ける可能性があり、 結果として当社の将来の業績と異なる可能性があります。

なお、本資料における将来情報に関する記述は上記のとおり本資料の日付(またはそこに別途明記された日付)時点のものであり、当社は、それらの情報を最新のものに随時更新するという義務も方針も有しておりません。

また、本資料に記載されている当社以外の企業等にかかわる情報は、公開情報等から引用したものであり、かかる情報の 正確性・適切性等について当社は何らの検証も行っておらず、また、これを保証するものではありません。

本資料利用の結果生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。

#### インサイダー取引に関するご注意

企業から直接、未公開の重要事実の伝達を受けた投資家(第一次情報受領者)は、当該情報が「公表」される前に株式売買等を行うことが禁じられています(金融商品取引法166条)。

同法施行令第30条等の定めにより、二つ以上の報道機関に対して企業が当該情報を公開してから12時間が経過した時点、または金融証券取引所に通知しかつ内閣府令で定める電磁的方法(TDnetの適時開示情報閲覧サービスおよびEDINET公開WEBサイト)により掲載された時点を以って「公表」されたものとみなされます。